

小田原市水洗便所改造資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第11号

小田原市水洗便所改造資金貸付条例を廃止する条例

小田原市水洗便所改造資金貸付条例（昭和41年小田原市条例第39号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に市が貸付けを行った貸付金の返還については、なお従前の例による。

（小田原市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

3 小田原市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年小田原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

（小田原市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 附則第2項の貸付金に係る返還金の収納に関する事務については、前項の規定による改正前の小田原市下水道事業の設置等に関する条例第6条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。